

平成27年度から

# 軽自動車税税率を改正

国税務課 ☎(50)1242

税制改正により、平成27年度から、原動機付自転車、二輪の軽自動車、二輪の小型自動車、小型特殊自動車の税率が左表のとおり改正になります。

四輪車などは、平成27年4月1日以後に新規登録する車両（初めて車両番号の指定を受ける車両）から新税率が適用されます。なお、平成27年3月31日までに新規登録した車両は、登録後13年まで、現

## ■原付などの税額変更表

車種区分	税額（年額）		
	平成26年度まで	平成27年度から	
原動機付自転車	50cc以下	1,000円	2,000円
	50cc超90cc以下	1,200円	2,000円
	90cc超125cc以下	1,600円	2,400円
	ミニカー（50cc以下）	2,500円	3,700円
二輪の軽自動車	125cc超250cc以下	2,400円	3,600円
二輪の小型自動車	250cc超	4,000円	6,000円
小型特殊自動車	農耕作業用	1,600円	2,400円
小型特殊自動車	その他（フォークリフトなど）	4,700円	5,900円

## ■軽自動車の税額変更表

軽自動車 車種区分	税額（年額）		
	現行税率 平成27年3月31日 までの新規登録車	新税率 平成27年4月1日以 降の新規登録車※1	経年重課税率 (平成28年度から) 新規登録後13年を 経過した車両※2
三輪	3,100円	3,900円	4,600円
四輪乗用	営業用	5,500円	6,900円
	自家用	7,200円	10,800円
四輪貨物	営業用	3,000円	4,500円
	自家用	4,000円	5,000円

※1 平成27年度に新税率で課税される車両は、平成27年4月1日に新規登録された車両  
※2 平成28年度に経年重課税率が適用される車両は、平成14年12月以前に新規登録された車両



行税率のままです。また、初めて車両番号の指定を受けた月から13年を経過した車両（電気軽自動車などを除く）は、平成28年度から経年重課の税率が適用されます。

年税額が課税されます。バイクや軽自動車を譲渡・廃棄した場合、届け出をしていないと登録されている人に課税されます。手続きは早めに済ませましょう。

### 廃車・名義変更の手続きは

### お済みですか？

軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者（登録者）に

## 被災者住宅再建資金利子補給事業 申請はお早めに

都市整備課 ☎(50)1214

東日本大震災により被害を受けた住宅の再建などのために、既に、金融機関から資金を借り入れし、返済を行っている人は早めの申請をしてください。市では、被災住宅の再建資金借入れの返済利子を助成しています。この被災者住宅再建資金利子補給事業は、現段階で平成27年3月31日をもって終了する予定です。事業内容・対象・提出書類など詳細は問い合わせください。

■助成率 年2・0%（ただし、融資金利が年2・0%未満の場合はその金利）  
■申請期限  
◇借入資金に係る第1回目の返済予定日が平成26年中の場合：12月26日（金）まで  
※申請期間が経過した場合でも、平成27年3月31日（火）までの申請は、利子補給の一部を受給することができます  
◇借入資金に係る第1回目の返済予定日が平成27年1月1日から3月31日（火）までの場合：平成27年3月31日（火）まで

家庭から出される「燃えるごみ」の約4割が「生ごみ」です。さらに、その生ごみの約8割は「水分」といわれています。生ごみの腐敗や悪臭の主な原因は、生ごみに含まれる水分です。水分を減らす工夫をすることで、臭気防止に役立つとともに、ごみの減量にも効果があります。家庭でできるごみ減量の第一歩として、生ごみの水切りにご協力ください。

み処理容器・電動式生ごみ処理機の購入者に次の補助制度を設けています。  
■補助対象・補助額  
◇生ごみ処理容器 購入費の半額補助、上限3000円まで  
◇電動式生ごみ処理機 購入費の半額補助、上限2万円まで  
■申請 購入後に印鑑、領収書、口座情報、商品のパンフレットを持って市役所または、各支所窓口にお越しください。

## 生ごみを減らそう 生ごみ処理容器に補助金

環境安全課 ☎(50)1248

## 固定資産税（償却資産）の申告は 2月2日（月）までに

国税務課 ☎(50)1223

固定資産税は、土地・家屋のほかに償却資産（土地や家屋以外の事業の用に供する構築物、機械、器具、備品など）に課税されます。償却資産を所有している人は、毎年1月1日現在の所有状況を、資産の所在する市町村長に申告するよう地方税法で定められています。平成27年1月1日現在において償却資産をお持ちの人は、2月2日（月）までに申告書を提出してください。

平成26年度分の申告をした人、平成26年中に新たに事業所を設立した人には、申告に必要な書類を12月中旬に郵送します。新たに申告が必要となる人で申告書がない場合は、必要書類を郵送しますので、税務課へ連絡ください。

また、償却資産を他の事業者へ貸し付けている人も、所有状況を申告してください。受付終了後、申告内容確認のため、実地調査を行う場合があります。

### 電子申告も利用可能

償却資産の申告は、電子申告（eLTAx [エルタックス]）も利用できます。電子申告の利用方法などは、一般社団法人地方税電子化協議会のホームページをご覧ください。

☞ <http://www.eltax.jp/index.html/>

## 家屋を滅失、新增築した場合は 連絡を

国税務課 ☎(50)1223

固定資産税および都市計画税は毎年1月1日（賦課期日）現在の状況で課税されます。家屋も、平成27年1月1日現在で存在する建物が平成27年度の課税対象となります。

平成26年中に取り壊した家屋がある場合は、12月26日（金）までに税務課または各支所へ連絡ください。現地確認のうえ課税台帳から削除し、翌年度から課税されなくなります。

また、家屋の新・増築をした場合も連絡ください。